

宿泊を伴う校外学習の考え方について

宿泊を伴う校外学習は、教育課程に位置付けられ、計画的な事業であり、不要不急なものではない。よって、文部科学省の緊急事態宣言下での修学旅行の実施に係る考え方（本年 1 月 13 日更新）を参考に、目的地の地域の感染状況、感染防止策の実施、保護者の理解・協力を得ることとともに、区独自に実施前の P C R 検査又は抗原検査の実施をすることで、宿泊を伴う校外学習を実施するものとする。

オリンピック・パラリンピックにおける学校連携観戦の取扱いについて

都教育委員会は、オリンピック競技大会期間の「学校連携観戦」を中止するため、実施しない。なお、パラリンピック競技大会の「学校連携観戦」については、オリンピック閉会后、観客数の取扱いが決定される予定である。